

(副)

宅地造成に関する工事の許可通知書

※ 許 可 通 知 書	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。					
	許可番号 姫路市指令土 第10- 号 ()					
令和 年 月 日						
姫路市長 印						
条件						
1	造成主住所氏名				電話	
2	設計者住所氏名				電話	
3	工事施行者住所氏名				電話	
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積				平方メートル	
6 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積				平方メートル	
	ロ 切土又は盛土の土量	[切土]				立方メートル
		[盛土]				立方メートル
	ハ 擁壁	[番号]	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
	ニ 排水施設	[番号]	種類	内法寸法	延長	
				センチ	メートル	
	ホ 崖面の保護方法					
ヘ 工事中の危害防止のための措置						
ト その他の措置						
チ 工事着手予定年月日	令和	年	月	日		
リ 工事完了予定年月日	令和	年	月	日		
ヌ 工程の概要						
7	その他必要な事項					
注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。						
2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、○印を付し、資格を有することを証明するに足る資料を添付してください。						
3 3欄は、未定のときは定まってから工事着手前に届け出てください。						
4 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令の許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可等の手続きの状況を記入してください。						

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、姫路市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。